（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十六条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第十五号」に、「一般電気事業者及び同項第四号に規定する卸電気事業者並びに」を「発電事業者及び」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十八号イを次のように改める。

イ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、「又は同項第十二号の卸供給事業者」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二十九条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第七項第一号中「旧法第五十七条の三第一項」を「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業若しくは卸電気事業」を「発電事業」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三十条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第八号ホ中「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「又は特定規模電気事業者」を「、一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同項第九号」に、「特定規模電気事業者を」を「一般送配電事業者を（特定送配電事業者（同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者を）」に改める。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第二号」に、「一般電気事業又は同項第七号に規定する特定規模電気事業」を「小売電気事業、同項第八号に規定する一般送配電事業又は同項第十二号に規定する特定送配電事業」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第三十二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号ト を次のように改める。

ト　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電用の電気工作物（同項第十八号に規定する電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の一部改正）

第三十三条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成二十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第十三号」に、「特定電気事業者」を「特定送配電事業者」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者

第三条第一号中「第十号」を「第十一号」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部改正）

第三十四条　電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（平成二十七年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「電気事業法等の一部を改正する法律」の下に「（以下「改正法」という。）」を加える。

第二条中「電気事業法等の一部を改正する法律」を「改正法」に改め、本則に次の五条を加える。

（みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条　改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「旧電気事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の見出し	事業	特定小売供給
第七条第一項	事業の許可を受けた日から十年（特定電気事業者にあつては、三年）	電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「旧電気事業法」という。）第三条第一項の許可を受けた日（改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給区域の増加に係るものを受けた場合にあつては、当該許可を受けた日）から十年